

杉並区

保健型アウトリーチ事業

・杉並区では、精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指して、精神疾患を抱えながら医療機関で治療を中断した者又は医療機関で治療を行っていない者を対象に、地区担当保健師、精神保健福祉士、精神科医による訪問事業を実施し、本人の意思を尊重しながら医療や障害福祉サービスの利用を支援します。

1 県又は政令市の基礎情報

杉並区

杉並区は東京23区の西端に位置し、概ね方形で23区中8番目の広さ持っています。東京の発展とともに、比較的自然に恵まれた住宅都市としての性格をもちながら成長してきました。

取組内容

- ・精神科入院者の地域生活への移行促進と定着支援
- ・在宅医療・生活支援センターとの連携
- ・ピア（当事者）相談員等の相談支援の促進
- ・住まいの確保支援の検討

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（H●年●月時点）		か所
市町村数（H●年●月時点）		市町村
人口（H31年4月時点）	571,512	人
精神科病院の数（H31年4月時点）	0	病院
精神科病床数（H31年4月時点）	0	床
入院精神障害者数 （H29年6月時点）	合計	359 人
	3か月未満（％：構成割合）	0.0 %
	3か月以上1年未満（％：構成割合）	0.0 %
	1年以上（％：構成割合）	359 人 100.0 %
	うち65歳未満	120 人
	うち65歳以上	239 人
退院率（H●年●月時点）	入院後3か月時点	%
	入院後6か月時点	%
	入院後1年時点	%
相談支援事業所数 （H31年4月時点）	基幹相談支援センター数	1 か所
	一般相談支援事業所数	か所
	特定相談支援事業所数	か所
保健所数（H31年4月時点）	保健所1か所・保健センター5カ所	か所
（自立支援）協議会の開催頻度 （H30年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	4 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（H31年4月時点）	都道府県 有・無	
	障害保健福祉圏域 有・無	/
	市町村 有・無	/
		か所/障害圏域数
		か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

・杉並区では、誰もが身近な地域で済み続けるために、障害の種別や程度に応じた、その人の力を引き出せるような支援体制を充実させるとともに、その人の状況に適した生活支援を図ります。

そのための会議体として「自立支援協議会 地域移行促進部会」を開催しています。

・また、「心の健康づくり」推進のため、精神障害者への療養支援を充実させます。特に、治療が必要にもかかわらず自ら医療にかかれぬ方や複合的な問題を抱えた方に関する支援を行うとともに、今後の精神福祉法・精神保健福祉法の改正を踏まえ、退院後の継続的な支援等を充実させます。

そのための取り組みとして、「保健型アウトリーチ事業」を開始します。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○事業開始にあたって

【国の動き】

- 平成16年 「入院医療中心から地域生活中心へ」
- 平成29年 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」
- 平成30年 「地方公共団体における精神障害者の退院支援に関するガイドライン」
「措置入院に関するガイドライン」

【区の動き】

- 平成30～33年 杉並区保健福祉計画
「精神障害者の療養支援」 重点・新規
～治療が必要にも関わらず自ら医療にかかれない方や複合的な問題を抱えた方に関する支援を行う～

杉並区保健型アウトリーチ事業の対象

警察が対応し、措置入院非該当ケース

自殺未遂者

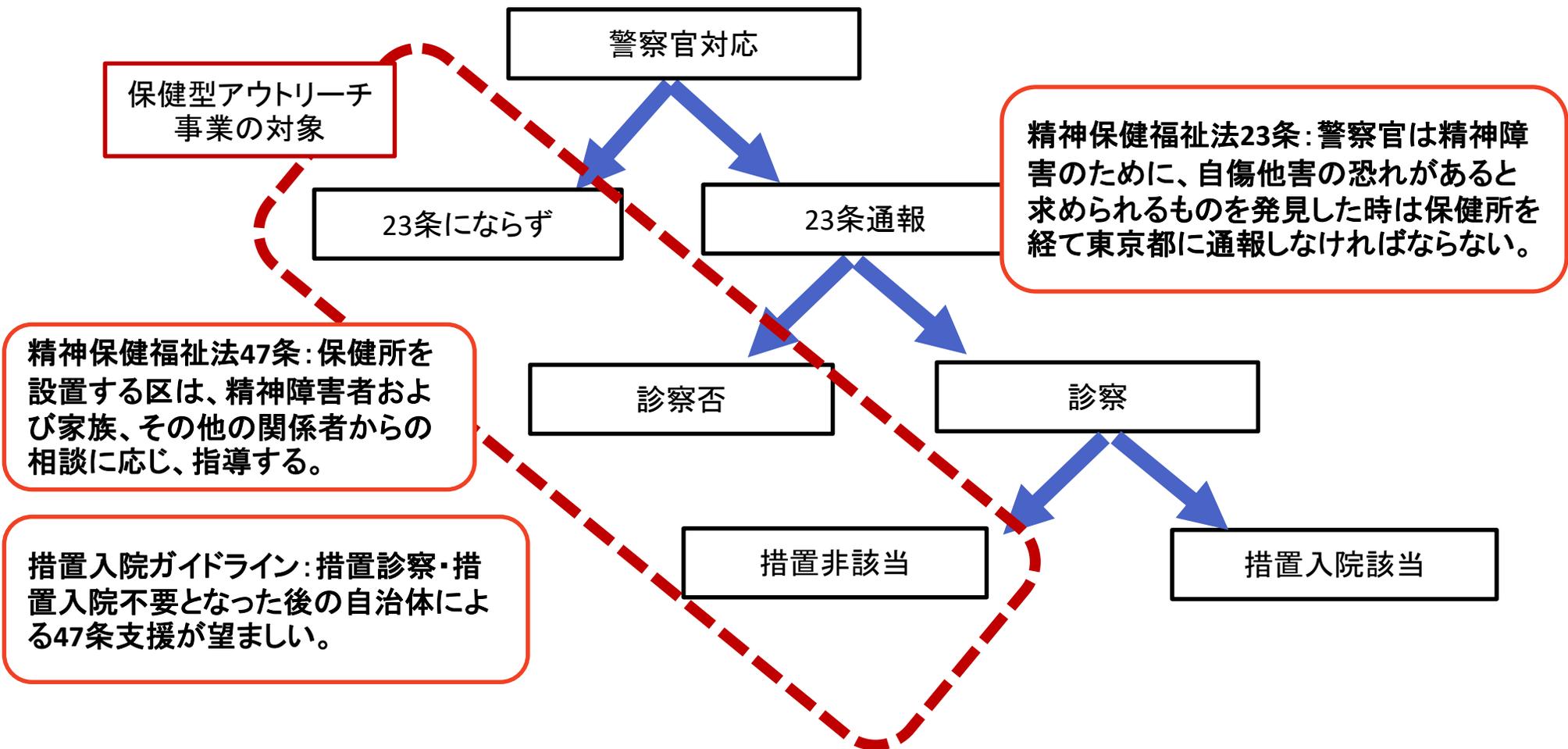
近隣苦情

精神疾患が疑われるひきこもり

その他検討の結果支援が必要なもの

未治療・
医療中断を伴う

警察官が対応し、措置入院非該当のケースについて



杉並区自殺未遂者支援イメージ図(案)

自殺未遂者で区内二次救急医療機関に搬送された杉並区民

区内二次救急医療機関

ゲートキーパーとしての対応

(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)

本人同意

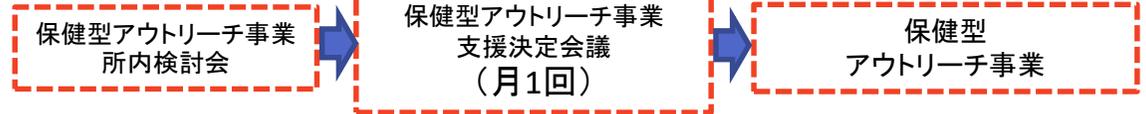
つなぐ対応

つなぐ対応

住所地の保健センターへ

各支援機関へ

別紙1:保健型アウトリーチ事業の支援決定までの流れ



区民

- ・本人
- ・家族
- ・近隣者
- ・本人の支援者

区役所窓口

- ・保健予防課
- ・保健センター
- ・福祉事務所
- ・ケア24
- ・子ども家庭支援センター
- ・すまいる
- ・地ネット 等

関係機関

- ・警察署
- ・消防署
- ・二次救急医療機関 等

警察が対応し、措置入院非該当ケース

未治療・治療中断ケース

- 自殺未遂者
- 近隣苦情
- 精神疾患が疑われるひきこもり
- その他検討の結果支援が必要なもの

管轄の保健センターで情報収集

↓

保健型アウトリーチ事業検討シート記載

↓

所内検討会

↓

全例

アウトリーチ事業該当と想定	アウトリーチ事業非該当と想定
---------------	----------------

構成員: サービス課長または担当課長、保健指導担当係長、地区担当保健師、地域精神保健相談員

構成員:
保健サービス課(課長1名・担当課長1名、保健指導担当係長2名、地区担当保健師、地域精神保健相談員3名)
保健予防課(課長1名・保健指導担当係長1名)
地域ネットワーク推進係1名
在宅医療生活支援センター1名
福祉事務所相談係長1名
精神科医1名

全例

①事業該当と想定ケース	②事業非該当と想定ケース
内容: 事業該当・非該当の検討、支援計画の決定	内容: 概要報告。必要に応じ事業該当・非該当の検討
アウトリーチ事業該当と決定	アウトリーチ事業非該当と決定
アウトリーチ事業該当と決定	アウトリーチ事業非該当と決定

保健型アウトリーチ事業の実施

保健師・地域精神保健相談員・精神科医の多職種で訪問

期間: (原則)6か月
目的: 相談関係の構築、医療へのつなぎ、また福祉サービスへのつなぎなど
医師: 各精神保健相談

↓

評価

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
平成31年 3月 平成31年 4月 令和元年	保健型アウトリーチ事業 説明会開催 保健型アウトリーチ事業 開始	・管内関係機関への事業説明
11月	保健型アウトリーチ事業 全体評価会議	・事業実施に伴う評価の実施
開催時期未 定	自立支援協議会 地域 移行促進部会(年間3 回)	・地域の関係機関と地域移行について検討し、取組む